

地域リハビリテーション推進事業実施要領

令和 3 年 4 月 15 日

宮崎県身体障害者相談センター

1 目的

障がいのある人が、地域で安全に生き生きとした生活を送れるよう、リハビリテーション専門職員（作業療法士・理学療法士）を施設等に派遣し、リハビリテーションに関する助言・指導・講義等を行うことにより、障がい者福祉の増進に資すること。

2 対象

(1) 障害者支援施設、生活介護等の障がい者福祉関係施設の利用者及び職員等

(2) 身体障害者手帳を所持する在宅生活の方及びその家族

※ただし、(1)、(2) いずれも、医療機関や介護保険施設でリハビリテーションを受けている方を除く。

3 内容

(1) 職員に対する講義（例：高齢者の転倒について 等）

(2) ケース・スタディー（個別相談）

(3) リハビリテーションに関する助言・指導

(4) 補装具や福祉用具等に関する相談

4 依頼の手続き

別紙「リハビリテーション訪問相談申込書」を郵送する。

※申込書はセンターのホームページ <https://www.shinsyocenter-miyazaki.com/>

トップページの「障がいのことで気になることがあったら」→「リハビリテーション訪問相談」からダウンロード。

5 費用

無料

6 訪問日時等の調整

派遣依頼に基づいて、訪問日時等を調整します

訪問時間 平日午前 10 時～午後 3 時

相談等所用時間 2 時間程度